

リカドオの貨幣・金融理論

——地金論争後期における見解を中心にして——

中西充子

1

イギリスにおいて、ナポレオン戦争当時、イングランド銀行による兌換停止を契機として生じた物価の騰貴、金地金の市場価格の騰貴、および為替相場の下落という現象をめぐって地金論争 (Bullion Controversy) が展開されたのであるが、リカドオ (David Ricardo) が通貨問題に関するいくつかの著作を公刊し、地金委員会 (Bullion Committee) が任命されて、地金報告書 (Bullion Report) が下院に提出された1810—11年頃は地金論争の絶頂期と見られている。

一般に、リカドオが地金委員会の任命に主要な役割を果たしたとか、あるいは、地金報告書の理論的骨組を提供したとかいわれてきたが、彼の理論と地金報告書に含まれた理論との間には重要な相違があることが指摘されるようになり、リカドオが地金報告書に対して大きな影響を及ぼしたとする伝説はフェッター (F. W. Fetter) などの研究によって全く消滅した。⁽¹⁾ 現在、リカドオの貨幣・金融理論における積極的貢献は地金論争の後期であり、1819年に、彼による兌換再開の提案が実際に政府の政策に取り上げられるようになってから、1844年のピール銀行法 (Peel's Act of 1844) の制定に至るまでにあったとされている。⁽²⁾ 地金論争後期におけるリカドオの理論を知るためには、彼

の生涯の後期における活動および著作について検討しなければならない。

本稿においては、主として、議会におけるリカドオの活動と、彼の遺稿である『国立銀行設立案』(Plan for the Establishment of a National Bank)によつて、リカドオの貨幣・金融理論を考察したいと思う。

- (1) F. W. Fetter, The Bullion Report Re-examined, in Papers in English Monetary History, edited by T. S. Ashton and R. S. Sayers, Oxford, 1953, pp. 66—75. 拙稿「地金論争に関する一考察—リカドオと地金報告—」『三田学会雑誌』第54巻第10号, 20—41ページ参照。
- (2) R. S. Sayers, Ricardo's Views on Monetary Questions, Ibid., pp. 92—93, 95.

2

1815年、ナポレオン戦争の終了により、平和の回復とともに、外国貿易に対する障害が取り除かれ、政府は対外送金の義務を免れ、イングランド銀行からの借入れによって歳出をまかなくなり必要もなくなった。同時に、豊作、地方銀行の破産による発券高の減少、⁽¹⁾ およびほとんど造幣価格に近いまでの金地金の市場価格の下落といった一連の事態によって、イングランド銀行と政府は正貨兌換に復帰する可能性を考慮するようになった。また、1816年には、金本位法が制定されて、金貨の無制限法貨としての地位が確立した。このような状況の下で、兌換再開に関する議論がますます活発になったのである。

通貨改革を促進する希望はリカドオの政治的熱望に拍車をかけ、兌換再開が最も注目をひく問題であった正にその時、1819年に、彼は下院に議席を得、兌換再開に対して任命された議会の秘密委員会においては証言人として活躍した。リカドオが1819年以後に執筆したものは、彼の議会における活動に関連している。兌換再開にあたって、リカドオは、銀行券を金地金と兌換する、いわゆる、地金案 (Ingot Plan) を主張したのであるが、それは、1819年の兌換再開法 (Bank Resumption Act) に取り入れられた。この方策は、十分な試験期を与えられず廃止され、1821年には、旧平価で正貨兌換に復帰することになるが、第一次世界大戦を経て1925年には、イギリスにおいて、金本位法

(Gold Standard Act of 1925) として再び採用された。⁽²⁾

経済論客としてのリカドオの活躍は通貨問題にはじまったのであるが、彼は、当時の物価の騰貴、金地金の市場価格の騰貴、および為替相場の下落という現象が過剰発行によってひき起こされた不換イングランド銀行券の減価の証拠であるという地金主義 (Bullionism) の立場をとった。これに対して、物価騰貴は物資の不足、凶作および投機などから生じたものであり、金地金の市場価格の騰貴や為替相場の下落は大陸における戦費の支出と、ナポレオンの大陸封鎖による国際収支の逆調にもとづくものであると主張する反地金主義 (Antibullionism) の立場がある。地金論争は、地金論者と反地金論者の間の論争であると考えられてきたが、この二派の主張にはそれぞれ多様性があり、地金論者、反地金論者、いずれの見解にも、個々の相違があった。すなわち、為替相場下落の原因をめぐってリカドオとマルサス (T. R. Malthus) の間に意見の対立があったように、地金論者同士の見解にも部分的に相違が見られたのである。1810年に出版された『地金の高価』 (High Price of Bullion) や、1811年、マルサスとの間に取り交わされた手紙において明確に示されているように、リカドオは紙幣の過剰が為替相場下落の唯一の原因であり、対外送金などは為替に影響を及ぼさないと考えたが、マルサスは、紙幣の過剰以外に、輸入増加による貿易の変化や軍事援助金の増加などにもとづく為替変動を認めている。しかし、後にリカドオは、1819年、兌換再開に関する議会の委員会における証言で、為替相場の下落が、一部分は、通貨量以外の他の原因によるものであることを指摘し、彼の初期の見解に修正を加えている。⁽³⁾

(1) 拙稿「イギリスにおける1815年の恐慌と地方銀行」『成城大学経済研究』第24号、145—167ページ参照。

(2) 拙稿「リカドオの地金案について」『成城大学経済研究』第23号、163—187ページ参照。

(3) The Works and Correspondence of David Ricardo, edited by P. Sraffa, Cambridge, 1962, Vol. V, p. 448. 以下、Works と略記する。拙稿「地金論者としてのマルサス—リカドオとの比較において—」『三田学会雑誌』第57巻第2号、35—59ページ（金融学会編『金融論選集』 XIII, 9—35ページに再録）参照。

3

1819年、リカドオが議会に入ってから、それに続く4年間には通貨問題に関して議論が行なわれず、彼の発言が取り上げられたことも、勧告が受け入れられたこともなかった。しかし、「通貨問題が彼の最初の寄与を指命したように、それは彼を鼓舞して彼のなした研究に最後の寄与をなさしめた」⁽¹⁾と、ホランダー（J. H. Hollander）が述べているように、『国立銀行設立案』は、リカドオの死の一ヶ月前に完成し、翌1824年、遺著として出版されたのである。

1823年8月3日、彼はマルサス宛の手紙において、国立銀行についての提案を起草中であるが、その目的はイングランド銀行を廃止しても、国民は利潤を失なうことなく、ただ同行の利潤の一部を国庫に移転するに過ぎないことを証明するためであると述べている。⁽²⁾ この『国立銀行設立案』の基本的構想は、既に、1815年9月10日付のマルサスに宛てた手紙の中に示されている。⁽³⁾ すなわち、リカドオによれば、イングランド銀行が公衆に帰すべき利潤によって富みつつある不要な機関であるとし、紙幣発行の権限を同行から、政府の監督からも独立した委員会へ移して、この委員会が公債の管理をし、政府に対しても銀行業者として行動すべきであるという。ただし、その実施は、1833年のイングランド銀行特許状の満期までは不可能であろうと考えていた。彼は、紙幣発行から生ずる利潤を公衆に帰せしめることに賛成していたが、⁽⁴⁾ 紙幣発行権を政府に委ねたなら、政府がこれを濫用することを恐れていたのである。

1817年、『経済学および課税の原理』(On the Principles of Political Economy and Taxation) の中で、リカドオははじめて、『国立銀行設立案』の基本的構想を公表したのであったが、⁽⁵⁾ その後、この計画を発展させ、具体的にその実行方法を詳述し、遺著として世に残すことになるのである。

1819年まで、彼は紙幣発行権をイングランド銀行にもたせることを前提として議論を進めてきたように思われるが、それ以前に、同行から発券機能を取り去ることを考えていたのである。

以上のことから分るように、リカドオの提案にはイングランド銀行に対する

る批判があらわれている。彼は、イングランド銀行に対しても、政府に対しても、公然と敵意を示したといわれている。いかなる場合にも、同行の批判者として、また否定者としての立場にあった。前述の『国立銀行設立案』の基本的構想が要約されているマルサス宛の手紙において、リカドオはさらにイングランド銀行を批判している。すなわち、特許状によると、イングランド銀行は株主に対して年々の利潤の配当をし、また諸勘定の報告を提出しなければならないことになっているが、同行はいっさいの法規を無視していると。⁽⁶⁾ 1816年、『経済的でしかも安定的な通貨のための諸提案』(Proposals for an economical and secure Currency) の中でも、彼はイングランド銀行が政府の銀行として行動することによって莫大な利潤を得ていることを批難し、同行は政府預金残高を運用し、国債の管理事務に対して過大な手数料を受け取り、さらに金属貨幣を排して紙幣を代用させることによって、法外な追加的利潤を獲得しているという。⁽⁷⁾

(1) J. H. Hollander, David Ricardo, A Centenary Estimate, Baltimore, 1910. 山下英夫訳『リカードウ研究』74ページ。

(2) Works, Vol. IX, pp. 325—326.

(3) Works, Vol. VI, p. 268. 『リカードウ全集』VI, 315ページ。

(4) リカドオは、1822年に、同様の意見を下院においても述べている。Works, Vol. V, pp. 156, 193.

(5) Works, Vol. I, pp. 361—363. 『リカードウ全集』I, 414—416ページ。

(6) Works, Vol. VI, p. 269. 『リカードウ全集』VI, 316ページ。

(7) Works, Vol. IV, pp. 78—97. 『リカードウ全集』IV, 91—97ページ。

リカドオは『国立銀行設立案』において、まず、紙幣の利点を挙げている。すなわち、紙幣の創造は多量の貴重な金属の使用を廃止し、そして、紙幣が支払いに便利であるといつてあるが、これらは、発券銀行の設立から得られる利益であるといつて。彼は、「イングランド銀行は、高価な通貨を安価なものに、金属貨幣を紙幣に替える場合にだけ有用なものである。」⁽¹⁾ と述べている。

同様に、『経済的でしかも安定的な通貨のための諸提案』において「よく管理された紙幣は商業上の大進歩である」⁽²⁾といっているが、これは、「金貨の代りに紙幣を代用するのは一つの改善である」⁽³⁾というスミス（Adam Smith）の見解を最も厳密化したものであった。

さらに、商業手形を銀行が割引くことによって商業が受ける利益もあると考えられるが、リカドオは手形割引が一つの独立した業務であり、割引業務と発券業務との間には何の関係もない両立して、銀行券の創造と信用供与とは同一機関によって行なうべきではなくて、これらの業務は二つの分離した機関によって運営されることができるというのである。したがって、彼は「イングランド銀行は、全く異なったしかもお互いになんの必然的関係もない、二つの銀行業務を営んでいる。つまり、金属貨幣の代用物として紙幣を発行する一方、商人や他の人々に貸付けという形で貨幣を前貸しする。」⁽⁴⁾と述べている。

しかし、リカドオは発券銀行が信用を供与することにより安全弁としての役割を果たしてきたこと、すなわち、イングランド銀行が紙幣発行権をもつことにより最終的貸し手としての重要な機能をもっていることを全く忘れていた。どのようにして信用を調整するのかあいまいである。彼によれば、当時、イングランド銀行の対商人取引はほんの僅かであって、政府に対する貸上げが商人に対する貸出しの3倍を超えており、⁽⁵⁾ 同行は、主として政府への貸上げによって銀行券を供給しているという。紙幣が対政府信用を通じて流通し、イングランド銀行が利潤を得ようとするのをリカドオは好まなかった。

次に、彼は以上のような前提から出発して、紙幣の発行を、これを濫用する恐れのある政府に対してではなく、国務大臣から独立した委員たちに委ねることを提案する。この委員たちは政府に貸付けることを禁じられており、政府が紙幣を必要とする場合には、課税によるか、国庫証書を売却するか、長期国債によるか、あるいは他の銀行から借り入れるか、いずれかの方法で調達すべきであるという。⁽⁶⁾ そして、委員たちの資金に剩余が生じた場合には、その資金を市場に持ち出して政府証券を購入させ、発行紙幣の収縮が必要な場合には、公開市場で彼ら保有の証券を売却させるべきであるが、リカドオによれば、

このような取引が行なわれることはきわめて僅かであるという。なぜなら、流通紙幣が適当な割合を超過するときには、铸貨や地金と交換されることによって、またそれが適当な割合以下となるときには、铸貨や地金が委員たちに売却されることによって紙幣流通量を常にその正しい水準に維持できるからであった。したがって、委員たちが、証券の一部を市場で売却して得られる紙幣で金を獲得しなければならないような場合は、彼らの保有する铸貨や地金が減少したときだけであり、他方、金が委員たちの手許に過剰に流入するならば、この傾向を阻止するために証券の購入により紙幣を発行すると考えられるのであって、かくして、このような国立銀行の設立によって、政府からイングランド銀行に支払われているすべての利子は国民財産の一部になるであろうと断言する。⁽⁷⁾

さらに、リカドオは国立銀行の設立を提案するにあたって、いくつかの規定を挙げているが、それらを要約してみよう。⁽⁸⁾

- (1) 5人の委員を任命し、紙幣発行権をこの人々だけに委ねる。
- (2) 1833年、イングランド銀行特許状の満期のときに、委員たちに2,500万ポンドの紙幣を発行させるが、これを超える額については、原則として正貨準備にもとづいて発行しなければならない。
- (3) イングランド銀行は、その特許状の満期後に、政府紙幣を以て流通しているすべての同行銀行券を回収し、同様に、地方銀行券をも償却すること。
- (4) 国立銀行設立後、委員たちは要求があり次第、政府紙幣を金貨で支払うこと。
- (5) 委員たちは、1オンスにつき3ポンド17シリング6ペニスの価格で、金と引き換えに紙幣を発行するが、3ポンド17シリング9ペニスで金地金を売却しなければならない。その場合、铸貨は恐らく輸出されない。なぜなら、铸貨は決して、1オンスにつき造幣価格3ポンド17シリング10½ペニス以下では得られないからである。かくして、金の価格によって紙幣の発行を調整することが必要になる。そのために、金の価格が3ポンド17シリ

ング6ペソスあるいはそれ以下に傾いたときには、紙幣の発行を増加し、またその価格が3ポンド17シリング9ペソスあるいはそれ以上に上昇する傾きがあるときには、紙幣の発行を制限し、あるいはその一部を引き揚げるべきである。

以上のこととは、すなわち、委員たちが、その紙幣の発行を金と紙幣の比較価値によって調整するならば誤りを犯すこともないし、単に紙幣量を増減するだけで、少量の金しかなくとも全流通を支配できるというのであるが、彼は紙幣の操作については慎重であることが望ましいから、金準備を十分に保有して紙幣量の縮小と同様、金の輸出により外国為替を修正することが有利であると付け加えている。

(6) 委員たちは、イングランド銀行が行なったと同様に、政府の銀行業者として行動すること。

要するに、リカドオの提案は、政府によって任命された委員会に紙幣発行権が与えられた後、その紙幣の発行は、金地金や外国為替の価格に応じて調整されるというのである。したがって、彼は通貨が過剰になれば、それは金地金の市場価格の騰貴や外国為替相場の下落によって示されるとし、その救済策としては通貨を収縮することであるが、それには、次の方法があるという。すなわち、市場で国庫証書を売却するか、あるいは、紙幣を金と引き換えて、金を輸出する。反対に、紙幣を増加させる方法としては、市場で政府証券を購入して紙幣を創造するか、あるいは、委員たちを通じて金地金を輸入し、かつ買入れて紙幣を創造するかである。⁽⁹⁾

(1) Works Vol. IV, p. 298. 『リカードウ全集』IV, 359ページ。

(2) Ibid., p. 65. 同上, 77ページ。

(3) Adam Smith, Wealth of Nations, edited by E. Cannan, 6th Edition, 1950, Vol. I, p. 275. 大内兵衛・松川土郎訳『諸国民の富』II, 262ページ。

(4) Works Vol. IV, p. 276. 『リカードウ全集』IV, 332ページ。

(5) Ibid., pp. 279—280. 同上, 336ページ。

(6) Ibid., p. 283. 同上, 340ページ。

(7) Ibid., pp. 284—285. 同上, 341—342ページ。

- (8) Ibid., pp.285—289. 同上, 342—348ページ。
 (9) Ibid., pp. 296—297. 同上, 356—357ページ。

5

このような『国立銀行設立案』の構想は後の通貨主義に受けつがれ、通貨主義と銀行主義の対立を経て、1844年のピール銀行法が制定されることになるのであるが、リカアドオの思想がどのように通貨主義の思想に影響を及ぼしたかという問題については、別に詳細に考察しなければならない。本稿では、リカアドオのどのような見解が1844年の銀行法に具体化されたようになったかを検討するにとどめたい。

1844年の銀行法の主な条項は次のようなものであった。⁽¹⁾

- (1) イングランド銀行は二つの部局、すなわち、発券部と銀行部に分離される。発券部は銀行券発行の権限を与えられ、銀行部は一般的な銀行業務を行なう。
- (2) 同行は一定の価格で、提供されるすべての金を購入しなければならない。
- (3) 同行は1,400万ポンドの額まで証券を保証として銀行券を発行することができるが、それ以上の額は正貨準備にもとづいて発行しなければならない。
- (4) 同行の各週の貸借対照表は、特定の形式によって政府に提出され、また『ロンドン・ガゼット』(London Gazette) 紙に公表されなければならない。このイングランド銀行の部局の分離という考え方には、リカアドオの『国立銀行設立案』から派生している。しかし、彼が紙幣の発行を政府の一機関に委ねたのに対して、ピール銀行法はこれを同行自体に負わせたのである。

クラパム (John Clapham) は、「発券業務を銀行業務から分離するという考え方には、リカアドオのものであった。だが、彼は実際には政府の一部局である別個の発券法人に賛意を表していた。」⁽²⁾ と述べている。

政府の一機関による紙幣の発行と、その預金銀行業務からの分離という仮

説は、1837年に至って論議されるようになった。⁽³⁾

同年、トレンズ（Robert Torrens）は、『メルボーン卿への書簡』（Letter to Lord Melbourn）において、地金を保証としてのみ銀行券を発行するが、預金銀行業務を行なわず、地方に支店ももたないロンドンの銀行の設立を提案している。⁽⁴⁾ クラパムによれば、「彼のリカドオ的な理想は、イギリス銀行から発行権をすべて取り戻すことであった」⁽⁵⁾ のである。

次に、一定額以上の紙幣の発行については、正貨準備にもとづいて発行する。また、一定の価格で金を購入することにより紙幣を発行するという条項も、リカドオの提案と同様である。さらに、前述のように、イギリス銀行が株主に対して諸勘定の報告を発表する義務を果たしていないと、リカドオによって非難されたが、1844年に至って同行の諸報告の発表が規定されることになったのである。

『国立銀行設立案』にはもう一つ注目すべき見解が見出される。それは、リカドオが正貨への兌換性の必要に加えて、公開市場操作による通貨量の調整が望ましいと考えたことである。前述のように、彼は公開市場で政府証券を売買することによって通貨量を増減させるべきであると提案しているが、ここに、証券の購入による通貨供給方式と金融政策の手段としての公開市場操作という重要な問題が示されている。

リカドオは、1819年、議会において、イギリス銀行の理事たちが貸出しに対して厳格な規則を守ったために、手形割引を通貨量調整のための手段として不適当なものにしたと考え、したがって、通貨当局は通貨の増加あるいは収縮が必要なときに公開市場操作に従事すべきであると勧告した。⁽⁶⁾ 当時、イギリス銀行の手形割引の基準が厳しく、さらに、高利禁止法（Usury Laws）によって、同行はその割引利率を5%に維持していたために、割引利率を自由に操作することができず、「高利禁止法は、有効な信用統制に対する大きな障害物であった」⁽⁷⁾ のであり、割引利率が5%の極限に達したときには割引を制限せざるを得なかった。

ソントン（Henry Thornton）は、1797年、議会の委員会での証言において、

通貨の供給に関する限り、イングランド銀行が商人に貸付けようと、政府に貸上げようと、あるいは国庫証書を購入しようと、ほとんど相違がなかったことを指摘し、引締めを緩和するのに、同行が割引によって追加的銀行券を発行しようと、あるいは政府証券の購入によって発行しようと、どうでもよいことであると述べている。⁽⁸⁾ しかし、彼は高利禁止法に反対し、信用の制限は割引利率の引上げによってのみなされることを主張した。⁽⁹⁾

一方、リカドオは、利子率と通貨量の関係、また利子率と貸出し需要の関係を明確に示さなかった。彼は、1809年、『モーニング・クロニクル』紙に寄稿した『金の価格』(Price of Gold)において、イングランド銀行が貸出しを望む限り、借り手はいつも存在するのであって、兌換性以外に同行銀行券に対するいかなる制限もあり得ないと考え、⁽¹⁰⁾ 1819年、議会での演説においては、利子率が発券高をなんら抑制するものではない、とさえ述べている。⁽¹¹⁾ しかし、『経済学および課税の原理』においては、市場利子率が5%以上になるならば、イングランド銀行に対する貸出し需要が増加し、5%以下である場合にはそれが減少するとし、⁽¹²⁾ 利子率と貸出し需要の関係を認めている。

1819年におけるポンドの平価復帰が誤りであることを主張した通貨膨張主義者であるバーミンガム学派のトマス・アトウッド (Thomas Atwood) は、政府紙幣を発行し、政府が公開市場において政府証券を売買することによって通貨量を調整すべきであると主張した。⁽¹³⁾

クラパムは、「正貨支払の制限されていた年の間、イングランド銀行は、その流通高を増加させようと欲したときには市場で国庫証書を購入してきた。兌換再開後も、とくに1827年以降、同行は同様なことを行なった。またその通貨を収縮したいときには国庫証書を売却した。」⁽¹⁴⁾ と述べているが、当時、イングランド銀行が行なったこのような金融操作が、また、リカドオはじめソントン、およびトマス・アトウッドなどが示唆した市場での証券売買が、近代的な真の意味での公開市場操作と呼びうるかきわめて疑問である。

ホットレイ (R. G. Hawtrey) によれば、「公開市場操作は公定歩合の利用に先立って行なわれた。イングランド銀行は1833年まで、もっぱら、この操作に

頼っていた。同行が通貨の調整を完全にするために公定歩合に転向したのはこの操作が適切でなかったからである。」¹⁵ したがって、イングランド銀行は主として市場において証券を売却することによって信用を収縮したが、金融市場で資金が不足すると、同行より直接に貸出しを求め、その不足を補うに至ったのであって、高利禁止法を撤廃して公定歩合の引上げが要求されるようになったのであるという。

- (1) Albert Feavearyear, *The Pound Sterling, A History of English Money*, 2nd Edition, Oxford, 1963, pp. 272—73.
- (2) John Clapham, *The Bank of England, A History*, Cambridge, 1958, Vol. II, p. 172.
英国金融史研究会誌『イングランド銀行；その歴史』II, 188ページ。
- (3) J. K. Horsefield, *The Origins of the Bank Charter Act, 1844*, in *Papers in English Monetary History*, edited by T. S. Ashton and R. S. Sayers, Oxford, 1953, p. 117.
- (4) Elmer Wood, *English Theories of Central Banking Control, 1819—1858*, Cambridge, 1939, p. 112.
- (5) Clapham, op. cit., p. 173. 英国金融史研究会誌, 189ページ。
- (6) Hansard, *Parliamentary Debates*, 1st Series, XL, p. 744.
- (7) R. G. Hawtrey, *Currency and Credit*, 2nd Edition, London, 1923, pp. 262—263.
- (8) F. W. Fetter, *Development of British Monetary Orthodoxy, 1797—1875*, Cambridge, 1965, p. 76. and Wood, op.cit., p. 84.
- (9) Henry Thornton, *Paper Credit of Great Britain*, edited by F. A. Hayek, London, 1939, pp. 254—255. 渡辺佐平・杉本俊朗訳『ソーントン・紙券信用論』284—85ページ。
- (10) Works, Vol. III, pp. 17—18. 『リカードウ全集』III, 19—20ページ。
- (11) Jacob Viner, *Studies in the Theory of International Trade*, London, 1937, p. 150.
- (12) Works, Vol. I, p. 364. 『リカードウ全集』I, 418ページ。
- (13) Thomas Attwood, *Prosperity Restored*, London, 1817, pp. 129—30. and *Observations on Currency, Population and Pauperism*, Birmingham, 1818, pp. 164—169.
- (14) Clapham, op. cit., pp. 295—296. 英国金融史研究会誌, 326ページ。
- (15) R. G. Hawtrey, *A Century of Bank Rate*, London, 1938. p. 256.

リカードオは、イングランド銀行の兌換停止による同行銀行券の過剰発行に注目し、兌換再開を強調したために、利子率と通貨量の関係を重要視せず、ときには否定さえした。したがって、割引政策についての彼の見解はあいまいで

ある。しかし、公開市場操作によって通貨量を調整するという考え方は、彼以前にも、ソントンなどによって主張されたことであったが、一応、リカドオに帰せられると考えられる。

また、1844年のピール銀行法は、リカドオの思想を発展せしめたものであるといわれているが、ピールの提案とリカドオの国立銀行設立案の間には、これまで考察してきたところからも分るように相違が見られる。

クールセル・スヌイル (Courcell Seneuil) は、リカドオによって示された銀行案とピールの提案によって制定された制度とが非常に異なっていることを指摘し、「実際リカドオは、連合王国における通貨に関するただ一つの銀行だけを望んでいたのであるが、大ブリテンのうちには、なお幾つかのものが残っている。彼はまた、一つの国立銀行を提案したのであるが、イギランド銀行は依然として残っている。しかしこの二つの点は、このすぐれた経済学者のうちでは、第二義的なものに過ぎなかった。この計画の独創的な点は、紙幣流通のはっきりした制限、すなわち金によって保証される場合以外は、一定額以上に持参人払の手形の発行を禁止したことである。これはまた、ロバート・ピール卿によって制定された特徴的にして顕著な特色でもある。」⁽¹⁾と述べている。

ヒックス (John Hicks) によれば、古典学派経済学には少なくとも二つの系譜があったという。すなわち、まず、リカドオとその後継者たちのように、ある方策によって信用貨幣に金属貨幣と同じ行動をとらせることができれば、すべてがうまくいくはずだと主張するものであり、次に、ソントンとミル (J. S. Mill) によって代表される、信用貨幣の管理は困難ではあるが、管理されなければならないと唱えるものである。そして公認の学説として残ったのはリカドオ主義であり、あるいは、リカドオ的見地から見て意味をもつ事柄が多く公認の学説として残ったのであるが、しかし、実際に成功したのはソントン—ミルの学派だったのであるという。さらに、彼はピール銀行法とリカドオの提案との関係について次のように述べている。

「厳密なリカドオ的原理によれば、中央銀行は必要ないはずであった。つまり、あるルールにしたがって運営される通貨委員会だけで十分だったはずで

ある。しかし、事実はこの期間を通じて中央銀行が発展したのである。……イングランド銀行そのものは、1844年のイングランド銀行特許条例によってリカアドオ主義化されたはずであって、これは同行を発券部と銀行部に分けた。前者は正に通貨委員会になるべきものであり、後者は通常の銀行とほとんど違わないものになるはずのものであった。しかし、事実はこの通りにはならなかつた。銀行部は中央銀行となり、少なくともある限られた限度内ではあるが、実際貨幣政策を実行したのである。銀行部はこの点について慎重でなければならなかつた。なぜならば、銀行部がそのような政策を行なうことは公認の学説にそぐはなかつたからである。」⁽²⁾ と。

リスト (Charles Rist) も、リカアドオとソントンとを対比させているが、ソントンの「順応性に富み、かつ広大な見地と、リカアドオの排他的にして、単純な理論」⁽³⁾との相違を知るためにも、ソントンの著書を検討する価値があるという。リカアドオの見解と中央銀行に関する最初の理論家といわれているソントンの見解との相違についてはさらに検討しなければならない。

たしかに、リカアドオの『国立銀行設立案』に示された見解がそのままの形で、1844年のピール銀行法に受けつがれたわけではない。しかし、彼の提案は部分的ではあるが、漸次、実際の政策に具体化されて採用されるようになり、その理論は、貨幣・金融理論における法則として確立されることになるのであつた。なお、イングランド銀行は、1946年、労働党内閣によって国有化されるに至り、リカアドオが攻撃した株式組織のイングランド銀行は消滅したのである。

(1) A Andréades, History of the Bank of England, 1640—1903, translated by C. Meredith, 4th Edition, London, 1966, p. 293. 町田義一郎・吉田啓一共訳『イングランド銀行史』344ページ。

(2) John Hicks, Critical Essays in Monetary Theory, Oxford, 1967, pp. 167—168. 江沢太一・鬼木甫訳『貨幣理論』228—230ページ。

(3) Charles Rist, History of Monetary and Credit Theory from John Law to the present Day, translated by J. Degras, London, 1940, pp. 135—136. 天沼紳一郎訳『貨幣信用学説史』160ページ。